

別表第1（第4条、第12条関係）

種類	事業の種類	事業内容	対象者	利用者負担額
訪問型サービス（第1号訪問事業）	訪問介護相当サービス事業（指定事業者）	介護予防訪問介護相当サービス	要支援者又は事業対象者	第7条の規定により算定された費用の額から第8条又は第14条第2項の規定により算定された支給費の額を控除した額
	訪問型サービスA事業（指定事業者）	生活支援サービス（対象者の生活範囲内の清掃・整理整頓、環境整備、ゴミ出し、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理、被服の修理、一般的な調理・配膳、日用品の買物、薬の受け取り等）	要支援者又は事業対象者	第7条の規定により算定された費用の額から第8条又は第14条第2項の規定により算定された支給費の額を控除した額
通所型サービス（第1号通所事業）	通所介護相当サービス事業（指定事業者）	介護予防通所介護相当サービス	要支援者又は事業対象者	第7条の規定により算定された費用の額から第8条又は第14条第2項の規定により算定された支給費の額を控除した額
	通所型サービスC事業（委託事業者）	リハビリテーション専門職が行う短期集中機能向上プログラム（運動機能向上・口腔機能向上・栄養改善等）を実施する。	要支援者又は事業対象者	300円
その他の生活支援サービス（第1号）	介護予防サテライト事業	地域のボランティアの参加協力のもと、家に閉じこも	要支援者（介護予防通所リハビリテーシ	100円

号生活支援事業)	(委託事業者)	りがちな高齢者の孤立感の解消や、住み慣れた地域で自立した生活ができるための、生きがいと健康づくりを行う。	ョンを利用している者又は第1号通所事業を利用している者を除く)又は事業対象者(第1号通所事業を利用している者を除く)	
介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)	介護予防ケアマネジメントA	原則的なケアマネジメント	指定事業者のサービス、訪問型サービスA事業又は通所型サービスC事業を利用する者	無料
	介護予防ケアマネジメントC	初回のみケアマネジメント	介護予防サテライト事業のみを利用する者	無料
一般介護予防事業	介護予防把握事業	相談業務・関係機関による情報提供等を通じ、支援を要する者を把握し、介護予防事業へとつなげる。	65歳以上の高齢者	—
	介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及啓発を行う。	65歳以上の高齢者	—
	地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。	65歳以上の高齢者及びその支援のために活動に関わる者	—
	一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証	65歳以上の高齢者	—

		し、一般介護予防事業の評価を行う。		
	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職員の関与を促進する。	65歳以上の高齢者及びその支援のために活動に関わる者	—